

居宅介護支援利用契約書 (居宅介護支援重要事項説明書)

利 用 者 _____ 様

利用開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

こがねの里居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）は、利用者（契約者）との間において、次の通り居宅介護支援利用契約書を締結します。

第1条（居宅介護支援の目的と運営の方針）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

- 2) 利用者が要介護状態となった場合に、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように配慮いたします。
- 3) 前項の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し事業を実施します。

第2条（契約期間）

この契約の期間は、契約日より要介護認定有効期間満了日とします。但し、利用者が要介護認定有効期間の更新の認定を受けて要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- 2) 利用者が上記契約期間満了までに更新を行わない旨の意思表示を行わない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。
- 3) 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合、事業者は他の居宅介護支援事業所の情報を提供する等、必要な措置をとります。

第3条（居宅介護支援の担当者）

事業者は、居宅介護支援の担当者として介護保険法に定める介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

- 2) 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3) 事業者は、担当者に対し、専門職として利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第4条（居宅介護サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を行います。

- (一) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (二) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (三) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。
- (四) 居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービスについて、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

(五) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過の把握・再評価）

事業者は居宅サービス作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。利用者およびその家族と1ヶ月に1回以上連絡を取り、経過の把握に努めます。サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

2) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援や、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービスの変更を希望した場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、奈良県国民保険連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、サービス提供の日から5年間保管します。

- 2) 利用者は、事業者の事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3) 利用者は、当該利用者に関する第1項（サービス実施記録）の複写物の交付を受けることができます。
- 4) 第1項から第3項の規定により利用者または事業者が解約を文書で通知しつつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（介護保険の適用を受けないサービス料）

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、重要事項説明書によりサービス内容及び利用料を説明し、同意を得ます。

第12条（サービス利用料及び支払い）

事業者は利用者が支払うべき居宅介護支援に要した費用について、利用者が居宅介護支援サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という）を契約者に代わって市町村から支払を受けます。

- 2) 利用者は介護保険料の滞納により給付制限がある場合については、居宅介護支援に要した費用の全額又は一部を支払うものとします。
- 3) 契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により介護保険給付額が改定となつた場合は、改定後の金額を適用するものとします。この場合には事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定後の金額を通知するもとします。

第13条(連帯保証)

連帯保証人は事業者に対して、利用者が本契約上負担する一切の責務を、極度額五百万円までの範囲で連帯して保証します。

2) 連帯保証人からの請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、料金支払い状況や滞納金・損害賠償の額等に関する情報を提供するものとします。

第14条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (一) 利用者が、死亡した場合。
- (二) 利用者の要介護状態区分が、自立(非該当)または要支援状態区分と認認された場合。
- (三) 利用者が介護保険施設等へ相当期間入所・入院した場合
- (四) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (五) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2) 利用者が、当事業者のサービスを提供する地域外に移転されたとき、相談のうえ事業者を変更していただく場合があります。

第15条(利用者(契約者)からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する日の3日前までに事業所に通知するものとします。

第16条(利用者(契約者)からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を介助することができます。

- (一) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (二) 事業者もしくはサービス従事者が第18条に定める守秘義務に違反した場合。
- (三) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第17条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- (一) 利用者又は関係者が故意または重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はその他著しく常識を逸脱する行為、不信行為をなし、事業者からの申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったと判断したとき、文書によりは2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。
- (二) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (三) 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告することができます。
- (四) 事業者の定める通常の実施地域から利用者等が転居し、このサービス契約の目的を達することが困難となったと事業者が判断した場合。

第 18 条（損害賠償責任）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。第 20 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

第 19 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償を免れます。

- (一) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (二) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (三) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを起因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (四) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第 20 条（守秘義務）

事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2) 事業者は、従業員の退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3) 事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者の家族等の同意を得た場合には、利用者にサービス提供するサービス事業者との連絡調整、主治医等への情報提供その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。

第 21 条（個人情報の取り扱い）

利用者等の個人情報については、事業者の定める基本方針及び基本規則に則り、適切に取り扱います。個人情報に関する法令その他関係法令、及び厚生労働省のガイドラインを厳守し個人情報の保護に努めるとともに個人情報の利用目的については利用者に書面にて交付又は公表するものとします。

第 22 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 23 条（苦情処理）

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも後記の苦情申し立て機関に、苦情を申し立てることができます。

- 2) 事業者は、利用者に自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等について、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由にいかなる不利益な扱いもいたしません。

第 24 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 25 条（虐待の防止に関する事項）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 二) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- 四) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2) 事業者は、サービス提供中に疑いを含め虐待を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

第 26 条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービス提供に当り身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2) 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由その他必要な事項についてサービス提供記録等に記録します。

第 27 条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関並びに利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

2) 事業者はサービスの提供により利用者に事故が発生した場合には、天災など不可抗力による場合を除き速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。

第 28 条（契約外条項及び協議事項）

この契約書並びに重要事項説明書に定めのない事項及びその解釈については、民法、老人福祉法、介護保険法及び関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

(居宅介護支援事業重要事項説明)

1 事業所の概要

事業所名	こがねの里居宅介護支援事業所
指定番号	第 2970100992 号
所在地	奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目4番8号
管理者	管理者 中里 寛美
連絡先	TEL 0742-954160 FAX 0742-530088
法人種別・名称	社会福祉法人秋篠茜会
法人所在地	奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1-2号
法人連絡先	TEL 0742-526775 FAX 0742-526773
代表者	理事長 藤井 俊哉

2 当法人の理念及び事業者運営方針

《 秋篠茜会の理念 》

- すべての児童、すべての高齢者、すべての障害者、児の基本的人権を何よりも大切にします。
- 法人及びその事業は、民主的に運営します。
- 人間尊重の立場に立った保育および介護を実践します。
- 福祉水準の向上に努め、医療との連携をつよめます。
- 児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします。

《 事業所運営方針 》

- 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、環境等に応じて利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な主体等から総合的に提供されるよう努める。利用者から介護支援専門員に対し、複数の事業者等の紹介や選定理由の説明を求めることが可能である。
- 事業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、提供されるサービスが特定の種類または事業者に不当に偏することのないよう努める。参考様式2特定事業所集中減算に係るサービス別判定表を用いて説明を行う。
- 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者ならびに介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

3 通常のサービス提供地域

奈良市伏見地域包括支援センター圏域

4 営業時間・営業日

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日含む）
営業時間	9:00～18:00
休業日	土曜日、日曜日、12/30～1/3
緊急連絡	電話番号 090-1589-1834 対応時間 月曜日～金曜日 18:00～翌9:00、 土曜日、日曜日、12/30～1/3

5 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員数
----	--------	-----

管 理 者	利用者の申し込み等の調整 ケアプラン作成	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	ケアプラン作成	1名以上
事務担当職員	ケアプラン作成に係る事務業務	若干名

6 居宅介護支援サービス利用料

介護給付サービス

介護保険適用（介護給付サービス）となった場合は下記の居宅介護支援や加算料金について利用者の方への負担はありません。

下記の利用料金は、6級地加算（1単位=10.42円）で計算されます。

★ 居宅介護支援費 I i

対象となる介護度	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
要介護1又は2	1,076単位	11,211円	0円
要介護3～5	1,398単位	14,567円	0円

★ 初回加算

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
加算料金	300単位	3,126円	0円

* 新規又は、要介護認定更新等で介護度が2区分以上変更となった方に居宅介護支援サービスを提供した場合に算定されます。退院・退所加算を算定した場合は、加算いたしません。

★ 入院時情報連携加算

サービス種類	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
入院後3日以内に情報提供	200単位	2,084円	0円
入院後7日以内に情報提供	100単位	1,042円	0円

* スムーズな入院加療を支援する為、利用者の方が入院される際に介護支援専門員が入院先医療機関の職員に情報提供を行った場合に算定されます。

★ 退院・退所加算

サービス種類	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
連携1回カンファレンス参加無	450単位	4,689円	0円
連携2回カンファレンス参加無	600単位	6,252円	0円
連携1回カンファレンス参加有	600単位	6,252円	0円
連携2回カンファレンス参加有	750単位	7,815円	0円
連携3回カンファレンス参加有	900単位	9,378円	0円

* 入院又は入所されていた利用者の方が、退院・退所後に居宅サービスを利用されるにあたって援助を行った場合に算定されます。

★ 緊急時等居宅カンファレンス加算

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
加算料金	200単位	2,084円	0円

* 医療機関からの要請により、主治医又は看護師さんと共にご自宅で利用サービスを行う場合に算定されます。

★ 特定事業所加算

サービス種類	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
特定事業所加算(Ⅱ)	407 単位	4,240 円	0 円
特定事業所加算(Ⅲ)	309 単位	3,164 円	0 円
特定事業所加算(A)	100 単位	1,042 円	0 円

*多様な主体による生活支援のサービス計画を作成し事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実施する事業所に算定されます。

★ 特定事業所医療介護連携加算

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
加算料金	125 単位	1,302 円	0 円

* 医療機関と総合的に連携し看取り等に対応した場合に算定されます。

★ ターミナルケアマネジメント加算

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
加算料金	400 単位	4,168 円	0 円

* 末期の悪性腫瘍の利用者のターミナル期に、頻回な状態変化等を把握し主治医や事業者へ情報提供した場合に算定されます。

★ 通院時情報連携加算

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(本人負担額)
加算料金	50 単位	521 円	0 円

* 利用者が医師の診察を受ける際に同席し医師等から必要な情報提供を受けた上でケアマネジメントを行う場合に算定されます。

介護保険の適用を受けないサービス（利用者負担があります。）

★ 介護保険外サービス

	内容	(本人負担額)
交通費	通常のサービス提供地域外の利用者の方	通常の実施地域を超えた地点から 1 km毎 50 円(税抜)

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調不良等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡いたします。

8 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口や公的機関においても苦情申し立て等ができます。

事業所窓口	電話番号 0742-95-4160 FAX 0742-53-0088 責任者 管理者 中里 寛美 対応時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
市町村窓口	担当課 奈良市介護福祉課 TEL 0742-34-5422
国保連合会窓口	奈良県国民健康保険団体連合会・介護苦情受付 住所 奈良県橿原市大久保町302-1 TEL 0744-21-6811 FAX 0742-21-6822 フリーダイヤル 0120-21-6899

9 個人情報の利用目的

社会福祉法人秋篠茜会 個人情報の利用目的

社会福祉法人 秋篠茜会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、あらかじめ利用者の個人情報の「利用目的」を明示します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等第三者への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ・ 当法人事業所において行われる学生等への実習への協力

上記の利用目的及び第三者提供について、利用停止・留保のお申し出がない場合は、同意頂いたものとさせて頂きます。また、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ利用者本人の同意を得るものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者からサービス内容・重要事項の説明および書面の交付を受け理解し同意した
ので契約を締結いたします。

利用者(契約者) 住所

氏名 (印)

(代理人) 住所

氏名 (印)

(連帶保証人) 住所

氏名 (印)

利用者に対する居宅介護支援開始に当たり、サービス内容及び重要事項の説明を行い、契約を締結いたします。

(事業者)

住所 奈良市西大寺赤田町一丁目4番8号

居宅介護支援事業所名 こがねの里居宅介護支援事業所

法人名　　社会福祉法人　秋篠茜会

理事長 藤井俊哉 (印)